

昭和29年7月1日
長崎県条例第23号
最終改正平成31年3月22日

警察本部の組織に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第47条第4項の規定に基づき、警察本部の組織を定めることを目的とする。

(部の設置)

第2条 警察本部に次の部を置く。

- (1) 警務部
- (2) 生活安全部
- (3) 地域部
- (4) 刑事部
- (5) 交通部
- (6) 警備部

(警務部)

第3条 警務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公安委員会の庶務に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) 情報の公開に関すること。
- (7) 個人情報の保護に関すること。
- (8) 予算、決算及び会計に関すること。
- (9) 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- (10) 会計の監査に関すること。
- (11) 人事、定員及び給与に関すること。
- (12) 警察装備に関すること。
- (13) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
- (14) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (15) 事務能率の増進に関すること。
- (16) 警察教養及び監察に関すること。
- (17) 福利厚生に関すること。
- (18) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (19) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (20) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- (21) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

- (2) 留置施設に関すること。
 - (3) 他の部の所掌に属しないこと。
- (生活安全部)

第4条 生活安全部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
- (2) 犯罪の予防に関すること。
- (3) 少年非行の防止に関すること。
- (4) 保安警察に関すること。

(地域部)

第5条 地域部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。

(刑事部)

第6条 刑事部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察に関すること。
- (2) 国際捜査共助に関すること。
- (3) 犯罪鑑識に関すること。
- (4) 暴力団対策に関すること。
- (5) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (6) 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- (8) 犯罪統計に関すること。

(交通部)

第7条 交通部においては、交通警察に関する事務をつかさどる。

(警備部)

第8条 警備部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察に関すること。
- (2) 警備実施に関すること。
- (3) 機動隊に関すること。
- (4) 災害警備に関すること。
- (5) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- (6) 警護に関すること。
- (7) 警衛に関すること。

(細則)

第9条 各部の分課及びその所掌事務については、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第15号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第3号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第19号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第46号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例（昭和36年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成6年条例第35号）

この条例は、平成6年10月25日から施行する。

附 則（平成12年条例第87号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第49号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成16年条例第34号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第48号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第41号）

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第48号）

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成31年条例第32号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。